

○ 特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（取締役の選任に関する議案）</p> <p>第十二条 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 候補者と当該特定目的会社との間で補償契約（法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>（会計参与の選任に関する議案）</p>	<p>（取締役の選任に関する議案）</p> <p>第十二条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>（会計参与の選任に関する議案）</p>

第十三条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇三 略」

四 候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

五 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

六 「略」

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇七 略」

八 候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

第十三条 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

四 「同上」

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

<p>(会計監査人の選任に関する議案)</p> <p>第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>七・八 「略」</p>	<p>(会計監査人の選任に関する議案)</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五 「同上」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。